

令和4年度 第1回豊橋市男女共同参画審議会 議事録

日 時	令和4年7月19日（火） 午前10時～正午
場 所	豊橋市役所 東館8階 東83会議室
出席者	別紙のとおり
欠席者	なし
傍聴者	なし

（進行：市民協働推進課長）

1 開会

市民協創部市民協働推進課長挨拶

2 委嘱状の交付

朝倉あや子委員（豊橋商工会議所女性会 会長）、井垣圭佑委員（豊橋市小中学校PTA連絡協議会 ブロック役員）

3 議題

- ・議事録については会長・副会長を除く50音順で、今回は朝倉委員と井垣委員にお願いします。

議題（1）豊橋市男女共同参画推進条例の改正の考え方について

- ・資料2について事務局から説明

委員 条例の名称は条例の内容と関わるとお思いますので、早速検討していきたいとお思います。私はジェンダーの専門家ですので、専門家の中でどんな議論があるか、紹介しておきたいとお思います。学会でジェンダー平等やSOGI、障害者等ダイバーシティを進める委員会の立ち上げの議論で、ジェンダーの専門家から「男女共同参画の名前は必ず残すべきだ」と強い意見がありました。特に、SOGI、性的マイノリティの問題は、男女共同参画の性別二元論批判の議論の延長線上にあるので、それを無化した形では進められない。それゆえ豊橋の条例でも「男女共同参画」という文言は残すべきだとお思います。いくつかの自治体で同じようにパートナーシップ制度を進め、今回、性的マイノリティの権利を盛り込むときに「男女共同参画」という文言をなくす名称で条例改正している例もあるとお思います。私は反対です。みなさんの名称や条例の内容についてのご意見をお願いします。

委員 今の説明で「男女共同参画」という文言は残した方がいいとお思いましたが、性の多様性というのなら、そもそも二元論につながる「男女」という表現をなくした方がいいとお思います。

委員 たしかにそういうご意見もあるとお思います。例えば性別欄を完全になくした時にジェンダー統計が取れなくなってしまう、女性が不利であることが逆にわからなくなってしまうことがあります。国立市の条例の中では男女共同参画の定義の中に、性的指向、性自認も含めています。

委員 「男女」という言葉が入るのは違和感があります。

委員 「男女共同参画」を残しておかないと、女性の問題が落ちてしまうのが、懸念されています。

委員 「男女共同参画」という言葉は残した方がいいとお思います。「男女共同参画」のなかに性的指向等も含めたものがあると思うので最初はA案「豊橋市男女共同参画推進条例」が良いとお思いました。ただ、豊橋市として性的少数者の支援等を行っていることをアピールするのであれば、C案「豊橋市性の多様性を尊重し男女共同参画を実現する条例」のような性の多様性を尊重した上で

男女共同参画を実現する条例っていうのが妥当だと思いました。

委員 「男女共同参画」は女性が頑張ることのような雰囲気だと思っている人が多く、人権の問題ということが伝わっていない気がします。名称はこのままで、今回の改正で「男女共同参画」の中に性の多様性の内容が入ったということアピールするのも良いと思います。単に「男女共同参画」に、性の多様性が含まれるということ、広く一般市民に知ってもらえるような機会にすると思います。また、性の多様性の内容を付け加えることによって、「男女共同参画」の人権の部分が薄まってしまうと感じることから A 案が良いと思います。

委員 私は「男女共同参画」が根付いているので今まで通りの名称の A 案が良いと思います。名称はそのまま、内容としては変わったというほうが良いと思います。

委員 今回、性の多様性を新しく盛り込むということなので B 案「豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例」か C 案が良いと思います。「男女共同参画」はなくしてほしくないと考えます。また、「男女共同参画」はひとまとまりの単語なので、男女ではないと思います。

委員 そもそも多くの自治体は条例の名称を変更しているところが多いと思いますが、他市の状況は確認していますか。

事務局 他市の状況も確認をした上で名称を考えております。パートナーシップ制度を実施している自治体は、ほとんどが要綱で実施しており、条例に規定し実施している自治体はかなり数が少ないです。

委員 名称を変更している自治体は少数派ですか。

委員 フェミニズムの考え方のようなケースは、多数派が必ずしも正しいとは言えないのです。ただ、私は、性の多様性というフレーズを入れるのであれば、B 案か C 案が良いと思います。「男女共同参画」を外してのような条例もありますが、それだけはしないしてほしいです。内閣府に男女共同参画局があることから、男女共同参画をなくしたら、豊橋市の男女共同参画はどこが所管しているのかわからなくなってしまいます。

委員 私も名称を変える意味について疑問を感じており、最初 A 案がよいと思っていましたが、豊橋市としてアピールをするというのであれば、市民に分かりやすいように B 案がいいのかなと思います。多分、国でも名称は男女共同参画であっても、内容は変化してきていると思います。委員の意見のように、市民にどのように伝えるかが今回の改正で大切であると思ったので、私は B 案です。

委員 男女という表現自体が差別に近いのではないかと思います。性の多様性に関しても、ここに明記すること自体が、既に差別しているのではと感じます。改正内容を分かりやすくするために性の多様性を明記することは良いと思いますが、個人的には、明記しない A 案が良いと思います。

委員 男女差別とかがそもそもない社会が一番いいですね。

委員 B 案と C 案で「推進する」と「実現する」をあえて変えた理由はなぜですか。

事務局 B 案については男女共同参画及び性の多様性を、並列した形で性の多様性の尊重する社会づくりとしており、これまでの男女共同参画の推進を受けた言い回しになっています。C 案については、並列ではなく、性の多様性を尊重しつつ、最終的には、男女共同参画を実現していくということで、違いをつけています。

委員 私の理解としては、B 案の方は、男女共同参画と性の多様性を、同じボリュームで進めていくという意味で、同列に考え、C 案については、男女共同参画を大きなテーマとして、その中に性

の多様性を盛り込んでいき、尊重していくという考えで、どちらも実現と推進という言葉は別にして、そのボリュームの問題だと理解しましたが、間違いはないでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 今までの意見で言うと、C案がよいと思います。男女共同参画の中に、性の多様性が入っている。男女共同参画の定義にも性の多様性の内容をいれたほうがよいと思います。

委員 A案でいくのであれば、「参画推進条例」ではなく、「参画実現条例」とちょっと踏み込んだ方がよいと思いました。A案とC案を比べたら、C案がよいと思います。

委員 カミングアウトやアウティングなど禁止をするのであれば、「推進」で禁止はできないと思います。この条例は罰則規定を作りますか。

事務局 理念条例のため、罰則規定は作らないです。

委員 罰則規定を作らないとなると、文章がすごく大切になってきます。文章に禁止や実現するという言葉を入れるべきだと思います。

委員 条例の改正案全文をこの委員会で検討した方がよいと思います。

委員 条例の改正案全文を実際に見た方がよいですね。

事務局 皆様に条例の改正案を見ていただいて、ご意見をいただきたいと思っております。

委員 条例制定する以上は、事業所の理解を深めるために、事業所がアウティングの禁止について講習会で学ぶなど、禁止規定が大事だと思います。

事務局 雇用の分野については、すでに改正労働施策総合推進法で、パワハラの対象に性的少数者に対するものも含まれ、講習会等事業所に対する啓発も含まれます。今回の改正にあたり、産業部とも連携しながら、企業の方向けの講習会等はより強化をして行っていきたいと考えております。

委員 そのほか改正の内容についてご意見ありますか。

委員 例えば、子供の「性別表現」について、校則等があると思いますが、市でこの規定を盛り込むことについては、連携はしていますか。

事務局 現時点で制服の規定についてなど、具体的な話はしておりません。学習指導要領には記載がない部分もあり、教育委員会は色々悩まれていると聞いており、今回の改正の方向性を明確にし、教育委員会と連携していくことを考えています。

委員 PTAの方はご意見ありますか

委員 新川小学校は、今のところ制服はないです。性の多様性に関する問題は今のところ全然挙がってきていません。

委員 男女別名簿ですか？体育の帽子や、服に色分け等がありますか。

委員 名簿はあいうえお順です。帽子は登校時も自由に選べますし、皆好きな洋服を着ています。中学校になると、学生服があり、セーラー服と学ランになるので、冬期は性別より服装が決まっていますが、夏場の時期は体操服で通学できます。

委員 条例作るのであれば、教育委員会に働きかけを行った方がよいですね。

事務局 中部中学は市内一校だけ、ポロシャツで登校ができます。私は人権委員で作文を毎年読んでいますが、小学校の頃から自分の性別違和で悩む子もいます。作文の内容を読み、今まで私が気づかなかったことに気づかされました。トイレなどいろんな面で変わっていくべきだと思います。

議題(2) 次期豊橋市男女共同参画行動計画について

資料3について事務局から説明

委員 施策の方向性とはどのような意味ですか。重点目標や基本的な施策と書いてあるが、方向性の後に細かい目標が入ってくるということですか。

事務局 方向性の中に様々な事業を盛り込みます。施策の方向性ごとに、指標により目標を決定します。

委員 重点目標というと、全部のうちの1個を重点的に取り組むイメージがありますがいかがでしょうか。

事務局 本来重点目標は、目標が5つぐらいあり、その中の2つを重点にするという使い方をしますが、今までそういう使い方をしておらず、三階層で構成しており、冊子で見るとかなりわかりづらい計画になっています。そこを1回整理して、2階層で組み合わせ、市民の方に手に取ってもらえるように、コンパクトに見やすい形に組み立て直しています。

委員 例えば、1が意識で2が施策と分けていたのを、一つにしたというのは、これは議論があると思います。5番の計画推進体制整備を削除して、中に盛り込むという事ですが、今までは、男女共同参画センターが重点目標として明記されていますが、次期計画には記載がありません。次期計画のどこに記載する予定ですか。内閣府も今後男女共同参画センターの活用促進を重点施策としています。男女共同参画センターの規定をしないことは、大きな課題になるので、この5番の計画推進体制整備が外れるのは問題だと思います。

事務局 男女共同参画センターはセミナーや相談事業を行っているため、男女共同参画センターとして1つで書くのではなく、事業ごとに書くように変更していきたいと考えています。

委員 内閣府では、男女共同参画センターを拠点にするという考えがあります。男女共同参画センターをせっかく豊橋が持っているにもかかわらず、縦割りに再分割して今後の計画から消えてしまうと、問題が生じるのでご検討いただきたい。事業の一つ一つではなく場の問題なのです。

事務局 事業ごとにセンターの役割を定める予定でしたが、それを1つにまとめたかどうかということで、1つの施策としてまとめています。1の意識の高揚に書き込む予定になっております。

委員 男女共同参画センターの機能は意識の高揚のみではないと思います。

事務局 施策の方向性として、男女共同参画センターの取扱いについて、事務局で検討していきます。

委員 政策の専門家から見ると、詳細資料に細かく書いてある方が良いと思います。わかりやすくするとの説明であるが、見る人によっては、今の内容でも難しいと思います。理解レベルを誰をターゲットにするかを議論しなければ、議論が空中戦になります。

委員 そもそも、いまインフラの機能をもつ部屋はありますか。

事務局 あります。今後も拠点とすることは変わらないので、ご意見を参考にしまして、施策の方向性への追加についても検討します。

委員 そもそも重点目標から男女共同参画センターをなくすというのは、市としては大きな決断だったと思いますがいかがですか。

事務局 これは案であり、ご意見を踏まえて、決めていきたいと思っています。市民一体となって進めていく必要があることから、分かりやすい計画にしたいという思いがあります。なくすということではなく、より重点的に進めていくことが見えるようにしていきたいということで、これまでの取組は引き続き継続していきますが、その中でもポイントを絞った形で、分かりやすく、前に出していきたいという考えです。いただいたご意見を持ちかえり、今後検討させていただきます。

委員 男女共同参画センターに行ったことありますが、会議の部屋を借りるために行ったことが

多くて、活動内容は詳しくわからないです。男女共同参画センターの役割が明記していれば、よくわかると思うので、やはり計画に規定するのは大事だと思いました。

委員 女子生徒の理系選択の促進とありますが、これは、国の方の第4分野では、若手研究者コストや育児等による研究所に配慮した手助けだと思いますが、市としては、どのように働きかけて、具体的にどのようなことを考えていますか。

事務局 理系か文系かで分かれると思いますが、統計的に女子生徒の理系進学は少ない現状です。学力や能力に差があるわけではなく、長年の男子は理系、女子は文系といった思い込みが一定あると思います。もう1つは、具体的に理系分野で活躍しているロールモデルの女性が身近にいないのも要因と考えます。性別にかかわらず理系に興味があれば理系の進路を選択できるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

委員 私の息子や、娘の友人の女子はみんな理系です。理系選択について、親世代も何の抵抗もなく本人に選択をさせていたのですが、今もまだ思い込みは、実際にあるのでしょうか。

事務局 内閣府の調査では、保護者がまだそういった意識があると報告されています。

委員 そもそも理系、文系という分け方自体があまり良くないと思います。女子生徒の理系選択促進は逆に言うと、男子生徒に文系促進でもあります。商業高校で、簿記の全国大会で活躍しているのは多くは女子生徒です。男子生徒の文系職への就業推進や、商業的な科目は男子というイメージを変えてくのも必要だと思います。

委員 女子生徒の理系選択の促進を考えること自体が、そもそも違う気もします。理系、文系ではなく、一人一人の個性を生かして、得意分野を生かせるような教育をすることが大事だと思います。男女の、性の多様性も含め、男女について道徳観念や得意不得意の分野を、学校の先生が広い視点からみていく教育を推進することが必要だと思います。

委員 リケジョの魅力発信セミナーの多様なプログラムを行うことは意味があると思います。

委員 自分は理系で、高校には理系クラスが3クラスでした。うちの1クラスは女子が数人のみでした。理系選択した理由は数学や理科が好きというもので、親に何も反対されていません。子どもは自分の好きな教科で選択していると思います。

委員 去年PTAの合同行事で光の実験したのですが、男子生徒も女子生徒も本当に楽しそうでした。そこで興味を持ってもらって、自分で好きな進路を選択できるよう、可能であれば小学校、中学校で様々な経験をさせて、視野を広くもち、自由な進路選択をしてもらえれば良いと思います。

委員 このプランで、3の2の困難女性支援法を入れているのが新しいと思います。ぜひ頑張って作っていただきたいです。

議題（3）令和3年度事業実績報告について

議題（4）令和4年度事業計画について

・資料4-1、4-2、5に基づき、事務局から説明

委員 令和3年度の豊橋市女性キャリアアップ応援補助金は、国家資格限定でしたか。

事務局 はい。令和4年度から公的資格も対象に拡充しました。

委員 公的資格の中身次第で、使い勝手に影響すると思います。

委員 取得者がどの資格に意味があるかわからないと効果的でないので、そのサポートも必要だと思います。

委員 企業が資格を取得させるときに補助金を出した方がよいのではないのでしょうか。

事務局 産業部の事業にありましたが、利用がなく廃止されました。

委員 方向性は否定しませんが、使い勝手の問題はどの資格が取れるかにかかっているのです、そのニーズ調査は丁寧にやっていただきたいです。

委員 シングルマザーズフォーラムによると、シングルマザーのサポートでは、IT企業と組んで、ITの資格を得て就職に繋がるケースがあるそうですけどどうでしょうか。

委員 エクセルやワードの軽作業を事務委託していますが、そういった就職を目指すためのITスキルとIT企業の経営者になるスキルは全く異なるので、ひとくくりになっているのは課題と思います。

委員 一方で、デジタル人材を増やすというニーズがあり、プログラミングに取り組む事例もあったと思います。他にいかがでしょうか。

委員 男女共同参画・性の多様性の視点から考える情報発信ガイドラインについて、豊橋まつりクイーンの広報とよはしについて、どのように考えていますか。

委員 クイーンはまだ実施していますか。

事務局 今年の実施しますが、ジェンダーの観点から様々なご意見がありまして、今後について話し合いを始めています。

委員 自治会の取組なので、市がやめさせることはできないと思います。しかし、今年の5月に花きの組合が、副市長を女房役と呼んでカーネーションを贈っていたのは廃止になりました。自治会が理解し、考え直してもらえればよいと思いますが、その辺りはどのような感じですか。

事務局 そのような声は自治会にも届いていますので、何らかの形で変更を考えています。各校区の代表として、これまではある程度若い女性に限定されていましたが、そのような限定は必要ないのではないかというご意見が多くなってきています。

委員 過去にもガイドラインはあった気がしますがどうでしたか。

事務局 古いガイドラインは廃止し、新しいガイドラインを策定しました。

委員 クイーンについて、広報とよはしは市の発行物なので、例えば顔写真の掲載は廃止するなど内容に関しては、市にも責任があるのではないのでしょうか。

事務局 全体の集合写真に変えるという意見は、自治会から提案があり検討しています。

委員 リケジョ魅力発信セミナーの理工系は、工場など工学系のことですか。看護師や薬剤師など医学系は、資格を取得し一生働けるため保護者が薦め、女性が多いです。一方、工場や研究職は、現在でも長時間労働であるとの固定観念があり、育児が難しく、妊産婦のとき厳しく、職場にいろいろな意識が高まり、女性が集まりません。セミナーでは、労働時間は守られ、性別によらず好きなことやれると伝える工夫をする必要があると思います。

事務局 昨年度は、武蔵精密工業株式会社にご協力をいただき、工場見学に加え、実際に技術者として働いている女性の管理職と若手との意見交換の場もあり、具体的な会社の労働環境や仕事内容などを聞ける形式のセミナーを開催しました。今年度は2か所で実施します。理系と言っても、様々な分野、選択肢があるということをおわかっていただけるように、回数はできる限り増やしていきたいです。また、地元にも魅力的な企業が多数あると知っていただく機会にもなると思います。本日いただいたご意見を参考にしながら、より充実させたいと思います。

委員 看護の労働条件がひどく離職者が多いので、そのような企業もわかっていただきたいです。

委員 先程のクイーンの話は、資料4-2の自治会長に占める女性の割合が低いことに直結して

いると思います。地域活動における男女共同参画を促進して行ってほしいです。自治会長だけでなく、例えば、市が運営委託をしている民間団体の理事における女性の割合なども対象にし、課長職以上の女性割合が一定の企業は、入札で高評価のポイントがつくのはどうでしょうか。財政部局を巻き込む議論で難しいと思いますが、取り組みやすい行政と教育だけでなく、民間企業と民間団体の意思決定にどれだけ女性が参画できるか測定していただきたいです。

委員 環境整備の点では、数値による見える化はできる限りはやった方がいいと思います。

委員 市が運営を委託するという事は、一定程度、市が関わるわけですので、運営を委託する際に、女性の役員における理事の割合を少なくともチェックする、公表するといったことは踏み込んでよいかと思います。

委員 それと防災です。あて職も長でなく、副会長などでもよいので、女性を出してもらおうのほうでしょうか。規定が特にあるわけではなく、慣習で長を出している場合もあります。女性が出てくることで、分かることは多いと思います。

委員 出前講座を様々な形で実施していますが、限られたところしか講座を受けられていないのは、どこの努力が足りないのでしょうか。

事務局 市全体で様々な分野の出前講座を実施してまして、基本的に希望があれば応えています。

委員 学校の関心がないのでしょうか。

委員 関心がないわけではないと思います。多数の行事があり、当てはまるものかどうかを考えながら申し込んでいると思います。

委員 利用数が少ないと、事業としてどうなのかと誤ってしまいます。

委員 校長会などにも広報はされていますか。

委員 出前講座はとても多くあり、市だけのものではありません。多数の中から、学校に合うものを選んでいきます。

委員 男女共同参画として重要であると考えているならば、出前講座ではない形式で、プレゼンなど何かをした方がよいと思いました。ただ待っているだけだと、誰も来ないと思います。この審議会のような、男女共同参画についての活発な議論ができる場が少ないことが、問題があると思いました。また、令和3年度の女性国内研修事業は、参加人数0なのでしょうか。

事務局 公募をかけましたが、全8回ということで、スケジュールをさける方がいなかったのではないかと思います。

委員 これは事業所向けですか。個人向けですか。

事務局 女性団体向けです。男女共同参画センターで活動されているような団体の方に声かけし、推薦しています。令和4年度は参加者がいます。

事務局 資料6の前に、前回の審議会でも質問のありました、男女共同参画市民意識調査の結果に、新たに対象となった10代が影響しているのかについて説明します。10代を除いたデータと比較したところ、最大でも2%程度の乖離で、全体の傾向としては影響がないことを確認しました。確認した結果を踏まえて、次期計画の改定を進めています。

報告事項(1) 東三河5市パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定の締結について

・資料6に基づき、事務局から説明

委員 5市の制度に違いはありますか。

事務局 若干あります。新規の宣誓と継続であると認めた上で手続きを進めるのでは、大きく異なりますので、可能な範囲で手続きを省略するなどの連携することになりました。

委員 制度の違いは、例えばどのような内容ですか。

事務局 事実婚を認めているかどうかと、宣誓者2人ともその市に住んでいる必要があるかどうかの大きく2点が違います。

委員 蒲郡市は事実婚を認めています、豊橋市に転入するとどうなりますか。

事務局 豊橋市のパートナーシップ制度に当てはまっていないので、対象外です。

委員 事実婚やファミリーシップを認めている市は他にもありますので、少しずつ変更する可能性もあるのでしょうか。

事務局 様々な声が出てくれば、パートナーシップ制度は見直すものだと考えています。

委員 そうでない、蒲郡市と連携している意味がありません。愛知県は県として動いていませんか。静岡県は動くことになっています。

事務局 愛知県は、パートナーシップ制度自体は動きがありません。4月に人権に関する条例を制定しましたが、そこにはパートナーシップ制度導入は直接規定しておりませんでした。

委員 以前、ジェンダーと暴力という研修を受けましたが、ジェンダーを放置しておけば、日本がとても大変なことになってしまう気がします。日本も進んでいますが、他の国はもっと進んでいます。教育の場が大切だと、本日再認識しました。

委員 ジェンダー・ギャップ指数は116位ですが、対象国が10国減っており、実質的には下がっています。他国はどんどん上がっていきます。アジアでも、台湾は女性が総統になり、同性婚の取組を行いました。日本はかなり遅れています。内閣府男女共同参画局は、白書などで力を入れて提言しているのですが。

委員 国の制度として、例えば厚生年金の第3号の制度や配偶者特別控除の制度がある限り、行き詰まりを感じます。日本の様々な法律制度を変えなければ難しいと思います。

委員 同一労働同一賃金などは法律の枠組みはあるため、地域でも取組を進めたり、年金分割ができるようになったことも支えではあると思いますが、女性側の働くことへの障壁でしょうか。

委員 そうです。女性自身の問題です。男性が女性に対して云々ではなく、女性が本当に社会に貢献して所得税を納めて、仕事をしようという気持ちになれるかどうかは、結局制度が足かせになっているのではないかと、働く女性として思います。

委員 それでは時間がきていますので、進行を事務局へお返しします。

事務局 本日は長時間にわたり活発な議論をしていただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題にありました、条例改正や計画の策定につきましては、パブリックコメントの前に、もう1度、皆様のご意見をいただける機会を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

令和4年9月14日

議事録署名者

朝倉 あや子

井垣 圭佑

令和4年度 第1回豊橋市男女共同参画審議会 出席者名簿

No	氏名	選任区分	出欠
1	あさくら 朝倉 あや子	豊橋商工会議所女性会 会長	○
2	いがき 井垣 圭佑	豊橋市小中学校 PTA 連絡協議会 ブロッ ク役員	○
3	えさか 江坂 まさよ 雅世	豊橋女性団体連絡会	○
4	かしむら 榎村 あいこ 愛子	愛知大学文学部人文社会学科 教授	○
5	こんどう 近藤 きょうこ 京子	豊橋人権擁護委員	○
6	ながさか 長坂 ひでき 英樹	公募	○
7	むらい 村井 ゆういちろう 裕一郎	公募	○
8	もり 森 よしたか 嘉隆	JA 豊橋 常務理事	○

審議会出席人数8名

<事務局>

市民協働推進課 課長 榎本 陽子
 主幹 中澤 浩英
 課長補佐 唐笠 宏司
 主査 文野 耕太郎
 主事 中西 実沙
 主事 日比野 美美